

## 都市ガスの卸取引に関する競争の促進について

### (趣旨)

都市ガスの卸取引における、中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取扱いについて、制度設計専門会合にて整理した内容を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会として、都市ガスの卸元事業者に自主的な取組を要請することについてご審議いただきたい。

### 主なポイント

#### 1. これまでの検討状況

制度設計専門会合（第 35 回～第 40 回）において、都市ガスの卸取引に関する競争の促進について、卸受事業者に対する実態調査や都市ガスの卸元事業者へのヒアリング等を踏まえた検討を行い、中途解約補償料を伴う長期卸契約及び需要家情報の取扱いについて、考え方の整理を行った。

#### 2. 今後の対応について

今般、制度設計専門会合にて整理した内容を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会として、別紙（資料 6—1）のとおり、とりまとめ、都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）に自主的な取組を要請することとしたい。

#### 3. 別紙の概要

##### (1) 中途解約補償料を伴う長期契約について

##### <基本的な考え方>

- 有力な地位にある（又は見込まれる）都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）が、都市ガスの卸売において高額な中途解約補償料を伴う長期契約を締結することは、長期の契約及び違約金の水準という 2 要素があいまって、競争者（卸元事業者）の取引機会を過小にする可能性がある。したがって、それが経済合理的な理由に基づくものでなければ、競争政策上、問題となりうる。
- 一方で、現時点では既存の LNG 調達契約の多くが長期契約であり、仕向地条項や take or pay 条項が付されていること等を踏まえると、長期契約の中途解約は一定の損害（及び逸失利益）を卸元事業者に発生させる場合もある。したがって、違約金付き長期契約には、一定の合理性が認められる場合もあるが、その契約期間や違約金水準が客観的な裏付けを伴った実損の予測などの合理的な根拠に基づくものから逸脱し、競争に影響を与える場合には、問題になりうる。

＜中途解約補償料の設定＞

- 都市ガスの卸売契約における中途解約補償料は、客観的な裏付けを伴った実損の予測などの合理的な根拠に基づき、設定されることが適当である。

＜契約期間の水準＞

- 都市ガスの卸契約期間については、競争促進の観点から、卸受事業者や卸元事業者が望ましいと考える契約期間なども踏まえ、特に中途解約補償料を伴う卸契約については、最低限の期間とすることが望ましい。

＜今後の対応＞

- 都市ガスの卸元事業者に対し、今後更新する卸長期契約については、合理的な根拠に基づく中途解約補償料と契約期間の設定としよう求めることとし、適切な時期においてフォローアップ調査を実施する。

(2) 需要家情報の取扱いについて

＜問題の所在＞

- 都市ガスの卸市場で卸元事業者と卸受事業者が小売事業において競争関係にある（又はその可能性がある）場合において、具体的な需要家の情報の提供を卸元事業者が卸受事業者に求め、当該情報を卸元事業者が卸受事業者と共有することは、卸取引の円滑な実施のために必要不可欠な場合など合理的な理由がある場合を除いて、ガス卸市場及び小売市場の競争を阻害することにつながるおそれもあると考えられる。

＜適切な情報の取得や管理体制＞

- 都市ガスの卸元事業者が卸受事業者の営業区域において、小売事業を実施する可能性がある場合には、ワンタッチ供給の受付や新規需要開拓のために真に必要な情報を共有する場合を除き、両事業者間で需要家情報を共有することについては、慎重な対応をすることが望ましい。
- 合理的な理由に基づき、需要家情報を共有する場合であっても、当該卸元事業者においては、取得後の当該需要家情報が卸売部門において適切な情報管理ルールによって管理され、小売部門と共有を認めないための必要な措置を講じることなどが望ましい。

＜今後の対応＞

- 都市ガスの卸元事業者に対し、合理的な理由がない場合は需要家情報の提供を求めないこと、合理的な理由があって需要家情報を入手する場合には、その情報の管理体制の構築等について適切に対応すること、を求めることとし、適切な時期においてフォローアップ調査を実施する。